

子会社株式の持分減少による 支配喪失の会計処理

Accounting for Loss of Control by Decrease of Parent Company's
Interest in Subsidiary's Shares

山 下 瑞
Sho YAMASHITA

要 旨

本稿では、日本基準において国際的なコンバージェンスが図られていない、子会社に対する支配を喪失する結果となる、一部売却等による子会社株式における親会社持分の減少のうち、子会社の支配獲得後一度の一部売却で支配喪失する場合を取り上げ、特に原価法適用会社となる一部売却等と持分法適用会社となる一部売却等に焦点を当てて、段階取得やリスクからの解放概念との関係を踏まえたうえで、支配獲得後の一度の子会社株式の持分減少による支配喪失に関する会計処理を検討している。

日本基準における子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理は、子会社に対する支配の獲得を契機として既存投資の再測定が行われる段階取得の会計処理とは異なり、おむねリスクからの解放概念と整合的であることを示している。さらに、IFRSのように支配の獲得・喪失を投資の清算の契機とすることは、関連会社投資も金融投資のように扱うことを意味しうるが、この扱いは事業投資の成果を連結集団の成果として一括連結として表現する持分法を関連会社投資に適用するよう求めていることと矛盾しているように思われる。持分法は、金融投資に対する公正価値測定の代替的な評価方法でもなければ、最近の議論の動向から過渡的に残っているものともいえないためである。

キーワード：連結会計、支配喪失、子会社株式、一部売却、段階取得、リスクからの解放

1. はじめに

2013年9月、日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）から、改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2013c）等とともに、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（2013年改正連結会計基準）（企業会計基準委員会 2013d）が公表された。これらは、米国財務会計審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）共同で行われた企業結合に関するコンバージェンスプロジェクトで取り上げられた論点等に対応する審議の成果物である。当該プロジェクトによって、FASBからは、2007年12月に財務会計基準書（SFAS）改訂第141号「企業結合」（FASB 2007a）および財務会計基準書（SFAS）第160号「連結財務諸表における非支配持分」（FASB 2007b）が公表された¹。IASBからは、2008年1月に国際財務報告基準（IFRS）改訂第3号「企業結合」（IASB 2008a）および国際会計基準（IAS）改訂第27号「連結及び個別財務諸表」（IASB 2008b）が公表された²。

この連結会計基準の改正を受けて、2014年2月に、日本公認会計士協会から改正会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（資本連結実務指針）（日本公認会計士協会 2014）が公表され、詳細な規定が定められている。

図表1は、子会社株式の一部売却等による親会社持分減少前後の投資を示している。その他有価証券は、金融商品会計に関する実務指針である日本公認会計士協会（2008）における売買目的有価証券への分類の制約から、余剰資金の運用の性質を持つもの（金融投資）から政策投資の性質を持つもの（事業投資）までさまざまであるため、さしあたり金融投資と事業投資の2つの性質に分けている。①は親会社持分がゼロとなる子会社株式の全部売却等、②から⑤までは支配喪

図表1 子会社株式の親会社持分減少前後の投資

	ケース	持分減少前の投資	持分減少後の投資
①	全部売却等	連結子会社	保有持分なし
②	時価法適用会社となる一部売却等	連結子会社	売買目的有価証券
③	時価法適用会社となる一部売却等	連結子会社	その他有価証券（金融投資）
④	原価法適用会社となる一部売却等	連結子会社	その他有価証券（事業投資）
⑤	持分法適用会社となる一部売却等	連結子会社	持分法投資
⑥	支配関係が継続する一部売却等	連結子会社	連結子会社

1 FASB (2007b) は、CAP (1959) の改訂版である。

2 後述のとおり、その後、IAS 第27号の規定は、2011年に公表された IFRS 第10号「連結財務諸表」（IASB 2011）に引き継がれている。

子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理

失を伴う子会社株式の一部売却等、⑥は支配継続する一部売却等に該当する。

本稿では、子会社に対する支配を喪失する結果となる、一部売却等による子会社株式における親会社持分の減少のうち、特に④原価法適用会社となる一部売却等と⑤持分法適用会社となる一部売却等に焦点を当てる。段階的に子会社の支配を獲得する段階取得や支配関係が継続する一部売却と比較しやすいように、特に、子会社の支配獲得後、一度の一部売却で支配喪失する場合を取り上げる。

段階取得とは異なり、この支配関係を喪失する結果となる一部売却等による子会社株式における親会社持分の減少については、残存投資に係る会計処理等においてコンバージェンスが図られていない。その理由として、事業分離等会計基準や金融商品会計基準等の他の会計基準にも影響する横断的な論点であることに加え、実務における段階取得の適用状況をまず検証すべきという意見もあることを踏まえ、今後、段階取得の適用状況の調査を含む、企業結合に係る実態調査を適切な時期に始めることとし、そのうえで、日本の会計基準を取り巻く状況も踏まえて、会計処理の検討に着手する時期を判断することとしたとされている（企業会計基準委員会 2013c, 64-3項）。

本稿の目的は、段階取得やリスクからの解放概念との関係を踏まえたうえで、支配獲得後の一
度の子会社株式の持分減少による支配喪失に関する会計処理を検討することにある³。

以下、第2節では、非支配株主との取引のうち支配喪失を伴う持分減少（一部売却等）に関する規定を概観する。第3節では、子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理について設例をもとに説明する。第4節では、段階取得の先行研究で用いられているリスクからの解放概念を用いて子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理を検討する。第5節では、結論を述べる。

2. 支配を喪失する子会社株式の一部売却に関する諸規定

本節では、支配を喪失する子会社株式の一部売却に関する諸規定を概観する。IFRS 第10号のほか、日本基準については、2013年改正連結会計基準の適用時期が2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から（2014年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から早期適用可能）であるため、2008年12月に公表された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（2008年連結会計基準）（企業会計基準委員会 2008b）と2013年改正連結会計基準の両方を取り上げる。

³ なお、連結上の文脈では、単に子会社株式の一部売却というと支配を継続する場合を指すことも少なくない。そのため、ここでは、子会社株式の一部売却ではなく、子会社株式の持分減少としている。

2.1 IFRSにおける支配獲得後の子会社株式の一部売却の規定

IFRSでは、子会社の支配の喪失は、2008年に修正されたIAS第27号の規定を引き継いだ、2011年に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」(IASB 2011)に規定されている。親会社が子会社に対する支配を喪失した場合、①旧子会社の資産及び負債の認識の中止、②旧子会社に対する保持持分の支配喪失時の公正価値での認識⁴、③支配の喪失に関する利得及び損失の認識が要求されている (IASB 2011, 25項)。

さらに、親会社が子会社の支配を喪失した場合には、①(i) 支配喪失日現在の帳簿価額での、子会社の資産（のれんを含む）及び負債、および(ii) 支配喪失日現在の、旧子会社に対する非支配持分の帳簿価額（非支配持分に帰属するその他の包括利益の内訳項目を含む）に関する認識の中止、②(i) 支配の喪失を生じた取引、事象又は状況からの受取対価の公正価値、(ii) 支配の喪失を生じた取引、事象又は状況が、所有者の立場での所有者への子会社株式の分配を伴う場合には、その分配、および(iii) 旧子会社に対して保持している投資（支配喪失日現在の公正価値で）の認識、③他のIFRSに従って要求されている場合には、子会社に関してその他の包括利益に認識していた金額の、B99項で説明する基礎に基づいて⁵、純損益への振り替え、又は利益剰余金への直接振り替え、④親会社に帰属する純損益における利得又は損失の認識（発生した差額があれば）を行わなければならないとされている (IASB 2011, B98項)。

なお、2008年のIAS第27号「連結及び個別財務諸表」の修正は、国際会計基準審議会の14名の審議会メンバーのうち9名により、公表が承認されたが、非支配持分及び子会社に対する支配の喪失の会計処理について、残りの5人から反対意見が表明された (IASB 2008b)⁶。このように、必ずしも全会一致で承認されたわけではない。

4 なお、その後は、当該持分及び旧子会社との債権債務を、関連するIFRSに従って会計処理し、その公正価値は、IFRS第9号に従った金融資産の当初認識時の公正価値、又は、該当がある場合には、関連会社又は共同支配企業に対する投資の当初認識時の原価とみなさなければならないとされている (IASB 2011, 25項)。

5 具体的には、次のように規定されている。

親会社が子会社に対する支配を喪失した場合には、親会社は、当該子会社に関連してその他の包括利益に過去に認識したすべての金額を、関連する資産又は負債を親会社が直接売却したとした場合に必要とされるのと同じ基礎で会計処理しなければならない。したがって、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失が、関連する資産又は負債の処分時に純損益に振り替えられる場合には、親会社は、子会社に対する支配を喪失した時に、その利得又は損失を資本から純損益に（組替調整額として）振り替えなければならない。過去にその他の包括利益に認識した再評価剰余金が、資産の処分時に利益剰余金に直接振り替えられる場合には、親会社は、子会社に対する支配を喪失した時に、再評価剰余金を利益剰余金に直接振り替えなければならない。(IASB 2011, B99項)

6 その5名は、Philippe Danjou、Jan Engström、Robert P Garnett、Gilbert Gélard および Tatsumi Yamada である。Danjou氏は、支配の喪失の会計処理について、「残存投資を公正価値で測定することの影響は、純損益ではなくその他の包括利益の独立の構成要素として認識すること」を提案している (IASB 2008b, DO13項)。

子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理

2.2 2008年連結会計基準および2009年改正資本連結実務指針における支配獲得後の子会社株式の一部売却による支配喪失の規定

子会社株式の売却等により被投資会社が関連会社に該当する場合については、2008年連結会計基準には規定がなく、2009年改正資本連結実務指針で定められている。2009年改正資本連結実務指針では、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を解消する日まで連結財務諸表に計上した取得後利益剰余金（時価評価による簿価修正額に係る償却及び実現損益累計額を含む）及び評価・換算差額等並びにのれん償却累計額の合計額（投資の修正額）のうち売却後持分額を加減し、持分法による投資評価額に修正することが必要となる。ただし、売却前の連結財務諸表では投資の修正額は売却前の株式に対応する部分を計上しているため、売却前の投資の修正額とこのうち売却後の株式に対応する部分との差額のうち、既に連結上損益処理されている部分を子会社株式売却損益の修正として処理する。具体的には、以下の算式によりそれぞれの金額を算定することとする。

①売却前の投資の修正額＝売却前の取得後利益剰余金（時価評価による簿価修正額に係る償却及び実現損益累計額を含む）及び評価・換算差額等のれん償却累計額

②売却後の投資の修正額＝売却前の投資の修正額×売却後親会社持分比率÷売却前親会社持分比率（日本公認会計士協会 2009, 45 項）

また、子会社株式の売却等により被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価するとされている（企業会計基準委員会 2008b, 29 項）。この規定は、支配の喪失時に残存投資の公正価値評価を行う IFRS 第 10 号（IASB 2011, 25 項）の取扱いとは異なっている⁷。2009年改正資本連結実務指針では、この場合の子会社株式売却損益の修正額は、関連会社になった場合（日本公認会計士協会 2009, 45 項）に準じて算定する。さらに、売却後の投資の修正額を取り崩すことが必要であり、当該取崩額を連結株主資本等変動計算書上の利益剰余金の区分に連結除外に伴う利益剰余金減少高（又は増加高）等その内容を示す適当な名称をもって計上する（日本公認会計士協会 2009, 46 項）。

2.3 2013年改正連結会計基準および2014年改正資本連結実務指針における支配獲得後の子会社株式の一部売却による支配喪失の規定

2013年9月に公表された改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（2013年改正基準）（企業会計基準委員会 2013c）では、今までの規定と同様、子会社株式の売却等により

⁷ この違いは、たとえば、日本基準から IFRS へ移行した企業の IFRS 任意適用前後の数値に大きな影響を与える。資本および利益に大きな影響があると、任意適用前後で親会社所有者帰属持分当期純利益率（ROE）などの資本利益率が大きく変わる可能性がある。

被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する（企業会計基準委員会 2013d, 29 項）とされている。この規定は、支配の喪失時に残存投資の公正価値評価を行う IFRS 第 10 号（IASB 2011, 25 項）の取扱いとは異なっている。

一部売却によって支配を喪失する場合の処理は、2014 年 2 月に公表された、日本公認会計士協会から改正会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（資本連結実務指針）（日本公認会計士協会 2014）に規定されている⁸。支配を喪失するとき、関連会社になった場合と、関連会社にも該当しなくなった場合について、それぞれの処理が 45 項および 46 項で定められている。

子会社株式の一部を売却し連結子会社が関連会社となった場合、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額は、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した取得後利益剰余金（時価評価による簿価修正額に係る償却及び実現損益累計額を含む）及びその他の包括利益累計額並びにのれん償却累計額の合計額等（投資の修正額）のうち売却後持分額を加減し、持分法による投資評価額に修正することが必要となるとされる（日本公認会計士協会 2014, 45 項）。売却前の投資の修正額とこのうち売却後の株式に対応する部分との差額（その他の包括利益累計額を除く）について、個別財務諸表で計上した子会社株式売却損益の修正として処理することとなる（日本公認会計士協会 2014, 45 項）⁹。

子会社株式の一部を売却し、子会社が連結子会社及び関連会社のいずれにも該当しなくなった場合、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する（企業会計基準委員会 2013d, 29 項）¹⁰。また、この場合の子会社株式売却損益の修正額は、関連会社になった場合（45 項および 45-2 項）に準じて算定する（日本公認会計士協会 2014, 46 項）。さらに、売却後の投資の修正額を取り崩すことが必要であり、当該取崩額を連結株主資本等変動計算書上の利益剰余金の区分に、連結除外に伴う利益剰余金減少高（又は増加高）等その内容を示す適切な名称をもって計上する（日本公認会計士協会 2014, 46 項）。

8 親会社と子会社の支配関係が継続している場合の処理は、42 項および 44 項で定められているが、連結会計基準とほぼ同様である。

9 なお、子会社株式を一部売却し、連結財務諸表上、子会社に係るその他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金、退職給付に係る調整累計額など）のうち一部売却に係る部分については、子会社株式の売却により連結上の実現損益となるため、個別財務諸表上の子会社株式売却損益（当該部分が既に含まれている）の修正に含めない（日本公認会計士協会 2014, 45 項）。当該実現損益は当期純利益を構成するため、組替調整額（包括利益会計基準 9 項参照）の対象となる（日本公認会計士協会 2014, 45 項）。

10 なお、付随費用は、連結貸借対照表上の帳簿価額に含まれないが、個別貸借対照表上の帳簿価額には含まれる（日本公認会計士協会 2014, 46-2 項）。

2.4 持分法会計基準

2008年12月に企業会計基準委員会から改正企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」(持分法会計基準) (企業会計基準委員会 2008c) が公表され、それを受け2009年6月に日本公認会計士協会から会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」(持分法実務指針) (日本公認会計士協会 2009b) が公表された。持分法適用会社の株式の一部売却については、主に実務指針で規定されており、次のような、2008年連結会計基準と同様の会計処理が採られている。持分法を適用する場合でも、資産及び負債の評価並びにのれんの償却は連結の場合と同様の処理を行うとされている (企業会計基準委員会 2008c, 8項)。

3. 一度の子会社株式の一部売却による支配喪失の設例

2014年改正資本連結実務指針 (日本公認会計士協会 2014) では、一度の子会社株式の一部売却による支配喪失について、持分法適用会社になる場合と、原価法適用会社になる場合の設例が設けられている。

3.1 連結子会社から持分法適用関連会社となるケース

連結子会社 (一括取得) から持分法適用関連会社 (一部売却) となるケースを、日本公認会計士協会 (2014, 設例4) をもとにした設例とともに説明する。

【設定】 (単位は省略)

1. 新規取得年度 (X2年3月31日)

- ア. P社はS社株式80%をX2年3月31日に1,200で取得し、S社を連結子会社とした。
- イ. P社の個別貸借対照表：資産5,000（うちS社株式1,200） 負債3,000 資本金1,500 繰越利益剰余金 500
- ウ. S社の個別貸借対照表：資産1,300 負債500 資本金500 繰越利益剰余金300
- エ. S社の資産のうち土地は800（簿価）であり、その時価はX2年3月31日1,200である。

2. 一部売却年度 (X3年3月31日)

- ア. P社はS社株式の50%（簿価750）をX3年3月31日に810で売却し（株式売却益60を計上）、S社を持分法適用会社（持分比率30%、簿価450）とした。
- イ. P社の個別貸借対照表：資産5,200（うちS社株式450） 負債3,000 資本金1,500 繰越

利益剰余金 700（うち当期純利益 200）

ウ. S社の個別貸借対照表（修正前）：資産 1,400 負債 500 資本金 500 繙越利益剰余金 400
(うち当期純利益 100)

エ. P社にはS社以外に連結子会社があり、連結財務諸表を作成するものとする。ただし、本設例で示す連結貸借対照表及び連結精算表では、便宜上、S社以外の子会社に関する事項は、すべて除外して示している。

【会計処理】

(1) X3年3月31日の連結修正仕訳（開始仕訳）¹¹

(借方)	資本金	500	(貸方)	S社株式	1,200
	繙越利益剰余金	300		非支配株主持分	②240
	評価差額	400			
	のれん	①240			

①S社株式 1,200 – (資本金 500 + 繙越利益剰余金 300 + 評価差額 400) × P社持分 80% = 240

②(資本金 500 + 繙越利益剰余金 300 + 評価差額 400) × 非支配株主持分 20% = 240

(2) X3年3月31日の連結修正仕訳（非支配株主に帰属する当期純利益の計上）

S社のX3年3月期の当期純利益のうち非支配株主持分額を非支配株主持分に振り替える。

(借方)	非支配株主に帰属する当期純利益	④20	(貸方)	非支配株主持分	20
------	-----------------	-----	------	---------	----

③当期純利益 100 × 非支配株主持分比率 20% = 20

(3) X3年3月31日の連結修正仕訳（開始仕訳の振戻し）

S社株式の一部売却に伴いS社は持分法適用会社となるため、P社のS社株式とS社の資本との相殺消去及び非支配株主持分への振替に関する開始仕訳を振り戻す。

(借方)	S社株式	1,200	(貸方)	資本金	500
	非支配株主持分	240		繙越利益剰余金	300
				評価差額	400
				のれん	240

11 S社株式の取得や評価差額の計上等の個別上の会計処理は省略している。

子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理

(4) X3年3月31日の連結修正仕訳（S社貸借対照表連結除外仕訳）

S社株式は期末（X3年3月31日）に売却されたため、S社のX3年3月期の損益計算書のみを連結し、X3年3月期の貸借対照表は連結除外とする。

（借方）	負 債	500	（貸方）	資 産	1,800
	資 本 金	500			
	利 益 剰 余 金 — 期 首 残 高	300			
	利 益 剰 余 金 — 連 結 除 外	100			
	評 價 差 額	400			

(5) X3年3月31日の連結修正仕訳（持分法による評価及び非支配株主持分の振戻し）

連結除外年度（X3年3月期）に計上されたS社の当期純利益を取得後利益剰余金として計上し、そのうち売却前の親会社持分額を投資の修正額としてS社株式に加算する（日本公認会計士協会 2014, 45 項）。

（借方）	S 社 株 式	④80	（貸方）	利 益 剰 余 金 — 連 結 除 外	100
	非 支 配 株 主 持 分	⑤20			

$$\text{④} S \text{社当期純利益 } 100 \times \text{親会社持分 } 80\% = 80$$

$$\text{⑤} S \text{社当期純利益 } 100 \times \text{非支配持分 } 20\% = 20$$

(6) X3年3月31日の連結修正仕訳（株式売却損益の修正）

S社株式の投資の修正額のうち、売却持分に対応する部分を株式売却益から控除する（日本公認会計士協会 2014, 45 項）。

（借方）	株 式 売 却 益	⑥50	（貸方）	S 社 株 式	50
------	-----------	-----	------	---------	----

$$\text{⑥} \text{親会社持分当期純利益 } 80 \times \text{売却持分 } 50\% / \text{親会社持分 } 80\% = 50$$

(5)、(6)、および図表2にあるように、持分法適用関連会社となるケースでは、売却前の投資の修正額（S社株式 80）とこのうち売却後の株式に対応する部分（S社株式 30）との差額（S社株式 50）が個別財務諸表で計上した子会社株式売却損益の修正（50）として処理されることとなる。なお、支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した取得後利益剰余金（時価評価による簿価修正額に係る償却及び実現損益累計額を含む）及びその他の包括利益累計額並びにのれん償却累計額の合計額等（投資の修正額）のうち売却後持分額を加減し、持分法による投資評価額に

図表2 P社投資（S社株式）とS社資本の関連図

	S社株式		90	150		のれん	240
450			120	200	80	評価差額	400
			150	250	100	資本金	500
			90	150	60	繰越利益剰余金（期首）	300
30		50	30	50	20	当期純利益	100
			30%		80%		
	(5)(6)投資の修正額				(5)(6)株式売却益修正額		

修正することが必要とされるとおり、残存投資は、持分法による評価額へと修正されるのみで、時価評価されることはない。

のれんの未償却額を含む売却した株式に対応する持分の減少額と投資の減少額との間に生じた差額（持分変動差額）は、株式売却損益として損益に含まれる。支配関係が継続する一部売却とは異なり、この取引は資本取引ではなく、資本剰余金は生じない。

3.2 連結子会社から原価法適用会社となるケース

連結子会社（一括取得）から原価法適用会社（一部売却）となるケースを、（日本公認会計士協会（2014、設例7）を参考に説明する。

【設定】（単位は省略）

1. 新規取得年度（X2年3月31日）

- ア. P社はS社株式80%をX2年3月31日に1,200で取得し、S社を連結子会社とした。
- イ. P社の個別貸借対照表：資産5,000（うちS社株式1,200） 負債3,000 資本金1,500 繰越利益剰余金 500
- ウ. S社の個別貸借対照表：資産1,300 負債500 資本金500 繰越利益剰余金300
- エ. S社の資産のうち土地は800（簿価）であり、その時価はX2年3月31日1,200である。

2. 一部売却年度（X3年3月31日）

- ア. P社はS社株式の70%（簿価1,050）をX3年3月31日に1,150で売却し（株式売却益100を計上）、S社を原価法適用会社（持分比率10%、簿価150）とした。

子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理

- イ. P 社の個別貸借対照表：資産 5,200（うち S 社株式 150） 負債 3,000 資本金 1,500 繰越利益剰余金 700（うち当期純利益 200）
- ウ. S 社の個別貸借対照表（修正前）：資産 1,400 負債 500 資本 500 繰越利益剰余金 400（うち当期純利益 100）
- エ. P 社には S 社以外に連結子会社があり、連結財務諸表を作成するものとする。ただし、本設例で示す連結貸借対照表及び連結精算表では、便宜上、S 社以外の子会社に関する事項は、すべて除外して示している。

(1) X3 年 3 月 31 日の連結修正仕訳（開始仕訳）¹²

（借方）	資 本 金	500	（貸方）	S 社 株 式	1,200
	繰越利益剰余金	300		非支配株主持分	②240
	評 価 差 額	400			
	の れ ん	①240			

①S 社株式 1,200 – (資本金 500 + 繰越利益剰余金 300 + 評価差額 400) × P 社持分 80% = 240

②(資本金 500 + 繰越利益剰余金 300 + 評価差額 400) × 非支配株主持分 20% = 240

(2) X3 年 3 月 31 日の連結修正仕訳（非支配株主に帰属する当期純利益の計上）

S 社の X3 年 3 月期の当期純利益のうち非支配株主持分額を非支配株主持分に振り替える。

（借方）	非支配株主に帰属する当期純利益	④20	（貸方）	非支配株主持分	20
------	-----------------	-----	------	---------	----

③当期純利益 100 × 非支配株主持分比率 20% = 20

(3) X3 年 3 月 31 日の連結修正仕訳（開始仕訳の振戻し）

S 社株式の一部売却に伴い S 社は原価法適用会社となるため、P 社の S 社株式と S 社の資本との相殺消去及び非支配株主持分への振替に関する開始仕訳を振り戻す。

（借方）	S 社 株 式	1,200	（貸方）	資 本 金	500
	非支配株主持分	240		繰越利益剰余金	300
				評 価 差 額	400
				の れ ん	240

12 S 社株式の取得や評価差額の計上等の個別上の会計処理は省略している。

(4) X3年3月31日の連結修正仕訳 (S社貸借対照表連結除外仕訳)

S社株式は期末(X3年3月31日)に売却されたため、S社のX3年3月期の損益計算書のみを連結し、X3年3月期の貸借対照表は連結除外とする。

(借方)	負債	500	(貸方)	資産	1,800
	資本金	500			
	利益剰余金 一期首残高	300			
	利益剰余金 連結除外	100			
	評価差額	400			

(5) X3年3月31日の連結修正仕訳 (売却前持分の評価及び非支配株主持分の振戻し)

連結除外年度(X3年3月期)に計上されたS社の当期純利益を取得後利益剰余金として計上し、そのうち売却前の親会社持分額を投資の修正額としてS社株式に加算する。

(借方)	S社株式	④80	(貸方)	利益剰余金 連結除外	100
	非支配株主持分	⑤20			

④S社当期純利益 $100 \times \text{親会社持分 } 80\% = 80$

⑤S社当期純利益 $100 \times \text{非支配持分 } 20\% = 20$

(6) X3年3月31日の連結修正仕訳 (株式売却損益の修正)

S社株式の投資の修正額のうち、売却持分に対応する部分を株式売却益から控除する(日本公認会計士協会 2014, 46項)。

(借方)	株式売却益	⑥70	(貸方)	S社株式	70
------	-------	-----	------	------	----

⑥親会社持分当期純利益 $80 \times \text{売却持分 } 70\% / \text{親会社持分 } 80\% = 70$

(7) X3年3月31日の連結修正仕訳 (S社株式の帳簿価額への修正)

原価法適用会社となった場合、S社株式は個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価することとされているため、売却後のS社株式に含まれる投資の修正額を取り崩して、利益剰余金に振り替える(日本公認会計士協会 2014, 46項)。

(借方)	利益剰余金 減少高	⑥10	(貸方)	S社株式	10
------	--------------	-----	------	------	----

⑥ $70 - 80 = -10$

子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理

図表3 P社投資（S社株式）とS社資本の関連図

S社株式 150	1,050		30	210		の	れ	ん	240		
			40	280	80	評	価	差	額 400		
			50	350	100	資	本	金	500		
			30	210	60	繰	越	利	益 剰余金（期首） 300		
			10	70	20	当	期	純	利 益 100		
			10%		80%						
			(7)利益剰余金減少高		(6)株式売却益修正額						

このように子会社株式の一部を売却し、子会社が原価法適用会社となる場合、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額（S社株式 150）をもって評価することとなる（図表3の左側）。原価法適用会社となる場合の残存投資の評価は、持分法による評価でもなく、時価評価でもない。

(6)や図表3のように、投資の修正額（S社株式 80）のうち、売却持分に対応する部分（S社株式 70）を株式売却益から控除して、子会社株式売却損益の修正額（株式売却益 70）を求める。これは持分法適用関連会社になる場合と同様である。

(7)や図表3のように、投資（S社株式）を個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価することに伴う売却後の投資の修正の取崩額は、連結除外に伴う利益剰余金減少高（10）として計上される。

4. 一度の子会社株式の一部売却による支配喪失の課題

日本基準における子会社株式の一部売却による支配喪失は、投資の継続・清算という概念からすると、段階取得といわば逆の会計処理が行われる（秋葉 2015）。そこで本節では、段階取得の先行研究を見ながら、投資の継続・清算といった概念の基礎にあるリスクからの解放概念に着目して、一度の子会社株式の一部売却による支配喪失の課題を検討する。

4.1 段階取得による支配獲得とリスクからの解放

企業結合会計や事業分離会計において用いられる投資の継続・清算という概念は、投資が実際に続いているのか終了したのかということではなく、会計上の利益計算において観念的に用いられている考え方で、実現概念とも表裏の関係があり、その実現概念の核心や本質について、投資から得られる成果がその主要なリスクから解放されたかどうかに着目する考え方方が比較的有力であるとされている（企業会計基準委員会 2013e, 71項）。ここでいうリスクからの解放概念とは、投資の成果を捉えるときに用いられる概念であり、投資にあたって期待された成果が事実として確定するときにリスクから解放されるといわれる（企業会計基準委員会 2006, 第3章23項）。

国際的な会計基準とのコンバージェンスのために改正された、日本基準の段階取得に関する連結上の会計処理は、リスクからの解放概念では説明しがたいものもある（企業会計基準委員会 2008a、山下 2009、小阪 2014）。たとえば、山下（2009）では、段階取得や支配喪失を伴う持分減少を含む、持分投資の変化前と変化後の組み合わせとリスクからの解放の有無に関する整理が行われている。段階取得によって連結子会社となる場合は、図表4のとおりである。

このように、段階取得における再評価と評価差額の意味と具体的な会計処理の検討について、山下（2009）は、金融投資と事業投資といった持分投資の性質の変化前後のリスクからの解放のパターンを示し、企業会計基準委員会の公開草案も最終基準も、概念フレームワーク等の基本的な考え方となじまない部分があることを指摘している（山下 2009, 196-198）。斎藤（2013）でも、支配獲得会社が関連会社であった場合、事業投資という投資の性質が変わらないのにもかかわらず、公正価値への評価替えが行われるのは意味がわからないと主張されている（斎藤 2013, 358-359）。山内（2010）では、段階取得の具体的な会計処理が示されている。現行基準と異なり、過去の投資と公正価値との差額について、当初の目的が売買目的なら利得として純利益に、支配獲得目的ならOCIに含めることが提案されている（山内 2010, 268-270）¹³。

図表4 段階取得とリスクからの解放

	変化前の投資の性質		変化後の投資の性質		リスクからの解放
D	売買目的有価証券	金	連結子会社	事	解放の可能性あり
H	その他有価証券（金融投資）	金	連結子会社	事	解放の可能性あり
L	その他有価証券（事業投資）	事	連結子会社	事	解放されていない
P	持分法投資	事	連結子会社	事	解放されていない

（3列目および5列目の金は金融投資の略、事は事業投資の略。）

山下（2009, 196）より抜粋

13 菊谷（2011）では、当該差額を資本剰余金（または利益剰余金）とすることが提案されている。また、黒川（1998）では、資本剰余金、利益剰余金、および負ののれんの選択肢が示されている。

子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理

IFRS では、段階取得時には、以前に保有していた被取得企業の持分を取得日公正価値で再測定し、それにより利得又は損失が生じる場合には、当該利得又は損失を純損益又はその他の包括利益に認識することとされている（IASB 2008a, 42 項）。従前の投資の性質が金融投資か事業投資にかかわらず、支配獲得が投資の清算の契機とみなされて、段階取得に係る損益を認識する。高須（2010, 56）では、この段階取得に伴う再評価および利得が支配概念によって説明されること、それによって連結のれんの純化が図られているともいえることが示されている¹⁴。

4.2 一度の子会社株式の一部売却による支配喪失とリスクからの解放

IFRS では、支配喪失時には旧子会社に対して保持している持分を支配喪失時の公正価値で認識し、従前の支配持分に帰属する支配の喪失に関連した利得又は損失を認識することとされている（IASB 2011, 25 項）。IFRS における段階取得と支配喪失を伴う持分減少の会計処理は、子会社に対する支配の獲得・喪失を契機として公正価値測定や損益の認識を行う点で、鏡の関係にあるといえる。

一方、日本基準では、段階取得と支配喪失を伴う持分減少の会計処理は、公正価値測定や損益の認識の観点から、鏡の関係にはない。段階取得による支配獲得時に連結上は親会社持分を公正価値で再測定するものの、支配喪失時に残存投資を公正価値で再測定するとは限らない。持分法関連会社や原価法適用会社になる場合には、上述のとおり、残存投資は公正価値で再測定されない。

支配獲得後、一度の子会社の一部売却による支配喪失によって連結子会社ではなくなる場合、変化前後の投資の性質とリスクからの解放の有無は、図表 5 のとおりである。

前述のとおり、日本基準においては、子会社株式の一部売却等によって支配を喪失して、持分

図表 5 子会社株式の一部売却による支配喪失とリスクからの解放

	変化前の投資の性質		変化後の投資の性質		リスクからの解放
Q	連結子会社	事	売買目的有価証券	金	解放の可能性あり
R	連結子会社	事	その他有価証券（金融投資）	金	解放の可能性あり
S	連結子会社	事	その他有価証券（事業投資）	事	解放されていない
T	連結子会社	事	持分法投資	事	解放されていない

山下（2009, 196）より抜粋

14 ただし、支配の獲得によって「利益測定ベースを変更する」（大雄 2003, 88）ことは、従来の資産評価および損益認識の枠組みに重大な変化をもたらすものともいわれている（小阪 2010, 131、梅原 2010, 90）

法適用関連会社になる場合も、原価法適用会社（その他有価証券）になる場合も、残存投資が公正価値で再測定されることはない。このことは、当該投資の変化が事業投資という投資の性質を変えるものではなく、投資がリスクから解放されておらず継続しているとみなされているためと解される（図表 5 の S と T）。売買目的有価証券のように変化後の投資が金融投資となる場合には、投資がリスクから解放されたとみなされ、支配喪失が投資の清算の契機となりうる（図表 5 の Q）。現行日本基準の子会社株式の持分減少による支配喪失については、このようにリスクからの解放概念とおおむね整合的な会計処理が行われていると考えられる。

リスクからの解放概念からすれば、IFRS のように支配喪失を常に投資の清算の契機とすることは、持分法適用関連会社への投資等までも金融投資として扱うのと同様と言っても過言ではない。しかし、このような扱いは、IFRSにおいても、関連会社への投資に、事業投資の成果を連結集団の成果として一行連結として表現する持分法を適用するよう求めていることと矛盾しているように思われる。持分法の適用には、のれん等の当初測定や事後測定を必要とするうえ、持分法の評価は公正価値と乖離しうる。そのような煩雑かつ公正価値を表さない持分法による評価が、金融投資に対する公正価値測定の適切な代替方法とはとてもいえないであろう。

そうではなく、支配喪失が常に投資の清算の契機となることは、関連会社投資の性格付けが事業投資から金融投資へ変わろうとしていることを表しており、現在求められている関連会社投資に対する持分法は過渡的に残っているだけなのかもしれない。しかし、最近も IASB において、持分法適用関連会社の持分変動（重要な影響力を維持するもの）について、資本取引とする提案も行われている（IASB 2013）。関連会社投資が金融投資に該当すると考えるならば、素直に公正価値測定を要求すればよいわけで、持分法の会計処理をわざわざ議論する必要はない。そうすると、持分法が過渡的に残っていると考えるのは現状では難しいように思われる。

あるいは、関連会社投資が金融投資ではないとしても、関連会社投資は、子会社投資や金融投資等とは大きく異なる性質を持っているのかもしれない。しかし、そうであるならば、子会社に対する支配の獲得や喪失と同様に、関連会社に対する影響力の獲得や喪失も、投資の清算の契機となりうるはずであるが、現在のところ、そのような提案はなされていない。

このように、子会社投資だけでなく関連会社投資に対する持分法等も考慮すると、リスクからの解放概念は、投資の性質の変化の会計処理を矛盾なく説明することができる点で有用だと思われる¹⁵。事業投資の成果を連結集団の成果としようとする点で共通している、子会社投資と関連会社投資の性質が大きく異なるとは考えにくい。今後、リスクからの解放概念への直接的な言及がなくても、結果としてリスクからの解放概念と整合的な会計処理が求められる可能性があろう。

15 リスクからの解放概念は、大雄（2003）（2009）で示されている持分の継続性とも整合的であるように思われる。

子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理

なお、山下（2015）では、支配関係が継続する一部売却において、のれんの未償却額の扱いと持分変動差額の性格が問題となることを指摘した。前者ののれんの未償却額について、支配が継続する一部売却の場合、親会社説では一部売却時に売却持分に対応する分だけ減額されるが、経済的单一体説では減額されないため、企業会計基準委員会（2013d）のように、経済的单一体説において購入のれん方式を採るときには、親会社に帰属するのれんが過大計上され、事後の損益のタイミングや金額に影響を与えることを示した¹⁶。一方、一度の一部売却等で支配を喪失する場合、のれんの未償却額は、持分の減少額に含まれ、同様の問題は生じない。後者の持分変動差額の性格についても、一度の一部売却等で支配を喪失する場合、親会社説によっても経済的单一体説によっても損益となることから、同様の問題は生じない¹⁷。

5. おわりに

本稿では、日本基準において国際的なコンバージェンスが図られていない、子会社の支配を喪失する結果となる、一部売却等による子会社株式における親会社持分の減少のうち、子会社の支配獲得後一度の一部売却で支配喪失する場合を取り上げ、特に原価法適用会社となる一部売却等と持分法適用会社となる一部売却等に焦点を当てて、段階取得やリスクからの解放概念との関係を踏まえたうえで、支配獲得後の一度の子会社株式の持分減少による支配喪失に関する会計処理を検討した。

日本基準における子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理は、子会社に対する支配の獲得を契機として既存投資の再測定が行われる段階取得の会計処理とは異なり、支配の喪失は残存投資の再測定の契機になるとは限らない。たとえば、持分法適用関連会社や原価法適用会社のように持分減少後の投資が事業投資となる場合、残存投資の再測定は行われない。このとき投資の性質は事業投資のままで変化しないことから、当該投資はリスクから解放されていないと考えられるためである。これらの場合を含めて、日本基準では、リスクからの解放概念とおおむね整合的な会計処理が求められているといえることを示した。

IFRSにおける段階的に子会社の支配を獲得する場合の段階取得と子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理は、子会社に対する支配の獲得・喪失を契機として公正価値測定や損益の

16 経済的单一体説と購入のれん方式との問題点は、川本（2013）、上田（2014）、大雄（2015）でも挙げられている。支配獲得後の非支配株主との取引を含む、親会社説と経済的单一体説等に基づく会計処理の例は、高須（1998）、桜井（2008）、山地（2014）等を参照。

17 投資家からの視点を示した窪田（2013）では、支配継続の一部売却時に損益が生じることが適切でないとする一方で、支配喪失の一部売却時に損益が生じるのは当然だと述べられている。

認識を行う点で、鏡の関係にあるといえる。しかし、支配の獲得・喪失を常に投資の清算の契機とすることは、持分法適用関連会社への投資等までも金融投資として扱うのと同様と言っても過言ではない。持分法適用関連会社の持分変動（重要な影響力を維持するもの）を資本取引とする近年のIASBの提案も考慮すると、このことは、関連会社への投資に、事業投資の成果を連結集団の成果として一行連結として表現する持分法を適用するよう求めていることと矛盾しているようと思われることを示した。持分法は、金融投資に対する公正価値測定の代替的な評価方法でもなければ、過渡的に残っているものとも思われないためである。

今後の課題は、残存投資の再測定を行う場合の再測定差額の性質¹⁸、支配獲得後に非支配株主との取引があった後に一部売却等により支配を喪失する場合の会計処理¹⁹、連結と持分法との関係²⁰などである。

参考文献

- Committee on Accounting Procedure (CAP). 1959. Accounting Research Bulletin (ARB) No.51. *Consolidated Financial Statements*. New York, NY: AIA.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG). 2014. Short Discussion Series Paper, *The Equity Method: a Measurement Basis or One-line Consolidation?*. Brussels, Belgium: EFRAG.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007a. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Revised 2007). *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007b. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.160. *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements - an Amendment of ARB No.51*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008a. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008b. International Accounting Standard (IAS) 27 (Revised 2008). *Consolidated and Separate Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2011. International Financial Reporting

18 その差額の性質として、純利益の他、OCI (IASB 2008b, DO13項) 等が考えられる。OCIを含めて、純利益と包括利益の関係については、辻山(2007)、川村(2011)、田中(2012)等を参照。

19 支配獲得後の追加取得や支配継続する一部売却があるようなケースである。たとえば、川村(2015)等を参照。

20 一行連結と呼ばれるように、持分法が連結の一種ととらえると、支配の有無に基づく連結会計と矛盾するところがあるようと思われる。EFRAG(2014)では、これまでの歴史やIASBの考え方や傾向が示されている。秋葉(2014)では、支配継続の一部売却と持分法における一部売却の不整合について示されている。また、個別財務諸表における持分法適用を検討したものには、吉野(2014)等がある。

子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理

- Standard (IFRS) 10. *Consolidated Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2013. Exposure Draft. *Proposed Amendments to IAS 27 Equity Method in Separate Financial Statements*. London, U.K.: IASCF
- 秋葉賢一. 2014. 「Q&A コーナー | ~気になる論点 (103) 子会社株式の一部売却(1)一過去に計上したのれんと資本剩余金一」『週刊経営財務』No.3159. 22-25.
- 上田晋一. 2014. 「子会社株式の一部売却の会計処理における論点一「連結財務諸表に関する会計基準」の改正を手がかりとして一」『成城大學經濟研究』第 204 号. 77-95.
- 梅原秀継. 2010. 「子会社株式の売却をめぐる論点—IFRS の動向とその課題—」『会計・監査ジャーナル』第 659 号. 85-92.
- 梅原秀継. 2013. 「連結会計における資本と利益—公開草案第 50 号の特徴とその影響—」『企業会計』第 65 卷第 6 号. 29-36.
- 大雄智. 2003. 「子会社株式の追加取得と売却—支配概念と利益測定」『横浜経営研究』第 24 卷第 3 号. 261-274.
- 大雄智. 2009. 『事業再編会計 資産の評価と利益の認識』国元書房.
- 大雄智. 2015. 「新会計基準と資本の歪み」『会計』第 187 卷第 1 号. 27-39.
- 川村義則. 2011. 「純利益と包括利益」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集. 『体系 現代会計学 [第 1 卷] 企業会計の基礎概念』中央経済社. 197-241.
- 川村義則. 2015. 「連結財務諸表の諸概念と改正基準」『ディスクロージャーニュース』第 27 号. 50-58.
- 川本淳. 2013. 「積み木の連結会計基準」『企業会計』第 65 卷第 12 号. 4-5.
- 企業会計基準委員会. 2008a. 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2008b. 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2008c. 改正企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013a. 企業会計基準公開草案第 49 号（企業会計基準第 21 号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」.
- 企業会計基準委員会. 2013b. 企業会計基準公開草案第 50 号（企業会計基準第 22 号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」.
- 企業会計基準委員会. 2013c. 改正企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013d. 改正企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013e. 改正企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」.
- 菊谷正人. 2011. 「段階取得の会計処理における問題点」『経済志林』第 48 卷第 1 号. 103-114.
- 窪田真之. 2013. 「投資家から見た「企業結合会計基準」改正がもたらすインパクト」『企業会計』第 65 卷第 6 号. 44-50.
- 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- 小阪敬志. 2010. 「段階取得における持分投資の会計処理—関連会社に対する支配の獲得を題材として—」『会計』第 177 卷第 1 号. 125-134.

- 小阪敬志. 2014. 「段階取得に係る損益の経済的影響」『政経研究』第 51 卷第 2 号. 113-142.
- 斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究<増補改訂版>』中央経済社.
- 桜井久勝. 2008. 「連結会計基準の国際化をめぐる論点」『企業会計』第 60 卷第 1 号. 65-72.
- 高須教夫. 1998. 「連結財務諸表をめぐるイメージの相克」. 山地秀俊・中野常男・高須教夫. 『会計とイメージ』神戸大学経済経営研究所. 1-70.
- 高須教夫. 2010. 「連結会計基準の改訂と連結基礎概念」『会計・監査ジャーナル』第 655 号. 52-57.
- 田中建二. 2012. 「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』第 683 号. 65-70.
- 辻山栄子. 2007. 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解「討議資料■財務会計のフレームワーク」第 2 版』中央経済社. 135-153.
- 日本公認会計士協会. 2008. 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」.
- 日本公認会計士協会. 2009a. 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
- 日本公認会計士協会. 2009b. 会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」.
- 日本公認会計士協会. 2014. 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
- 山内暁. 2010. 『暖簾の会計』中央経済社.
- 山下獎. 2009. 「持分の段階取得と収益認識」『商学研究科紀要』第 68 号. 187-205.
- 山地範明. 2014. 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集. 『体系 現代会計学〔第 4 卷〕会計基準のコンバージェンス』中央経済社. 119-151.
- 吉野真治. 2014. 「個別財務諸表における持分法の適用に関する一考察」『商学研究科紀要』第 79 号. 167-185.